

ドイツ BW の小規模私有林経営における森林官の役割

森と木のクリエイター科 林業専攻 2 年 小原 光力

1. 研究背景と目的

我が国では私有林面積の内 74%が 1~5ha の小規模私有林である。そのため自力で経営することが難しく、境界が確定していないなどの多くの問題がある。一方ドイツ BW 州はドイツ国内でも有数の林業先進州である。そして私有林面積の約 36%が 5ha 以下の小規模私有林であるにも関わらず、経営が上手く行っている事例がある。こうした事例では森林官が経営に深く関与している。

そのため小規模私有林経営が上手くいくためには森林官が果たす役割が重要なのではないかと考えた。本研究では「ドイツ BW 州の小規模私有林経営の実態」と「小規模所有構造克服のための具体的取組」の調査を通して『BW 州の小規模私有林経営において森林官がどのような役割を果たしているのか』を明らかにしたい。

2. 調査方法

聞き取り調査と資料調査を行った。

聞き取り調査は、森林官 3 名・上級森林官 1 名・大学教授 2 名に対して行った。

資料調査は、大学の講義資料・共有林に関する論文集・林業情報誌・州政府などのホームページを元に聞き取り調査の裏付けを行った。

3. 調査結果

(1) 小規模私有林経営の実態

BW 州テュービンゲン郡では州有林を除く郡全体の森林が 10 の区域に分けられている。区域 10 担当森林官のライクテンツァー氏は、着任して 18 年目である。区域担当森林官は基本的に異動しない。管轄面積は自治体有林 1100ha、私有林 250ha で私有林所有者は 1500 人であった。また筆数は 2500 筆で 1 筆当たりの平均面積は 0.1ha であった。

1) 小規模私有林の所有界

図 1 は実際の私有林の所有界の例、図 2 は私有林の境界の印である。1 筆の幅が 3m~5m しかないにもかかわらず、その全てに境界の印がつけられていた。

そして森林官は管轄区域の私有林境界を全て把握していた。

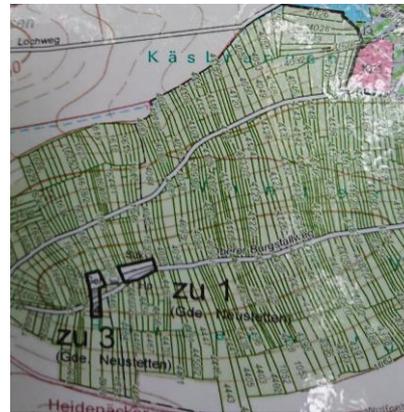


図 1 私有林の所有界の例



図 2 私有林の境界の印

2) 経営上の問題

このような小規模私有林では、一筆消滅してしまうので作業道は通すことができない。したがって所有者はチェーンソーや小型牽引車両を用いて作業・搬出を行う。この地域では森林組合や共有林組合はなく小規模所有構造は残ったままである。

しかしいくつかの所有林では、枝打ちがされていたり将来木にマーキングがされていたりするなど手入れが行き届いていた。

3) 森林官のサービス

全ての私有林所有者は森林官から無料の助言（施業相談など）と有料の支援（材積調査や木材販売の斡旋など）を受けることができる（図 3）。特に有料の支援の一つである、木材販売の斡旋は小規模私有林所有者にとって重要である。なぜなら森林官が管理する自治体有林から材の出荷日と、小規模私有林からの材の出荷日を合わせることで、私有林所有者は有利な価格で材を売ることができるからである。

このように森林官は、全ての私有林所有者に手厚いサービスを提供していた。



図 3 森林官のサービス

4) 森林官と所有者との関係性

森林官は所有者が法律に違反（所有林の 5%以上でクリスマスツリー栽培をした場合〔図 4〕など）した場合や公共の福祉を侵害した場合（林道への倒木・落枝など）に所有者に対して行政指導を行う。それ以外は最大限私有林所有者の意思を尊重する。例えば巡回中、作業の誤りを発見しても指導は行わない。所有者側から相談があった場合のみ適切な助言を行う。



図 4 所有林でのクリスマスツリー栽培

(2) 小規模私有林の共有林化

ネッカーオーデンヴァルト郡オスターブルッケン市では分割相続に起因する 1ha 以下の小規模私有林が多く存在していた。これらのほとんどは放置林となっていた。

区域に着任して 30 年目の森林官ディートゥマハイド氏らは打開策として共有林組合の新規設立を提案した。2011 年に設立プロジェクトがスタートし、2014 年「共有林組合リンシュバハテル」の設立が完了した。

面積は 73ha、筆は 11 筆、共同所有者は 165 人であった。

1) 森林組合と共有林組合の違い

森林組合参加者は、それぞれが自分の筆＝所有林を持っている。共有林組合参加者は筆の代わりに持ち株を持っている（図 5）。



図 5 森林組合と共有林組合の違い

2) 設立過程における森林官の役割

共有林組合の設立には所有者の理解が最も重要である。そのため行政は何度も所有者説明会を開いた。森

林官は所有者に連絡をとったり説明会の運営を担ったりした。この過程で所有者の内 50 人が所有林の場所を知らず、20 人が森林を所有していることすら知らなかった。森林官のハイド氏は全て把握していた。

共有林組合への参加に同意した所有者は専門の鑑定士に所有林の価値を評価してもらった。その後「公有林」と「共有林組合」との間で森林交換を行った。

森林官は関係者・機関との連絡・調整を担った。

3) なぜ共有林組合か

現在ドイツでは気候変動が非常に大きな問題となっている。行政は対策を迫られており「共有林組合」はそのモデルケースの一つとなっている。

4. 考察

ドイツ BW 州では専門教育を受けた森林管理の専門家（＝森林官）が小規模私有林所有者の相談・支援要請に応じて「適切な助言」と「適切な支援」を行っていた。このように森林官は所有者の相談窓口としてとてもよく機能していると考えられる。

また経営管理が行われていない小規模放置私有林については、共有林組合の設立を提案し、設立後は所有者の代わりに組合の経営管理を行っていた。管轄区域内に精通しており所有者と深い信頼関係を築いている森林官だからこそ、共有林組合の新規設立のような困難な取組を完遂することができたのであろう。

そして所有者が境界を把握していない場合でも、森林官は全て境界を把握していた。だからこそ所有者に対して手厚い支援を行うことができると考える。

以上のことからドイツ BW 州では、地域の森林に精通している森林管理の専門家（＝森林官）が所有者の求めに応じて様々なサービスを提供したり、共有林組合の経営管理を行ったりして、小規模私有林所有者の森林経営を全面的に支援する役割を果たしていることが明らかになった。

5. 提言

第一に森林環境譲与税を活用して「私有林の境界明確化」のより一層の推進。

第二に「地域に根ざし地域の事情に精通した森林管理の専門家」を養成していくことが大切である。具体的には、幅広い専門知識と技能を身につけ所有者の求めに応じて適切な経営支援ができる人。地域に居住し地域の森林に詳しい人（境界把握・経営状況）、所有者との間で深い信頼関係を築くことができる人、関係者・関係機関との連携・調整ができる人である。